

令和7年度「観光産業人材育成事業」企画運営業務 提案競技仕様書

1. 目的

島根県の宿泊・観光施設をはじめとした観光産業では、人材の確保育成が大きな課題となっている。

観光客の満足度の向上、観光地の魅力向上に資するため、県内観光業の経営者、従事者等を対象としたセミナーを実施することにより、技能・知識習得を図る。

また、県内大学や県内観光事業者等と連携し、学生や離職者やUIターン希望者等の求職者が観光業の現場を「知る機会」を創出し、県内観光業への就職意欲喚起を図ることを目的とする。

2. 委託業務名

「観光産業人材育成事業」企画運営業務（以下「本件業務」という。）

3. 委託料上限

8,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 本件業務について

(1) 業務期間

契約締結日より令和8年3月31日までとする

(2) 本件業務の内容と留意事項

① 宿泊、観光施設等の経営者等向けのセミナーの実施

○セミナー内容

- ・経営者、管理者および中核人材向けの内容とし、複数回実施すること

○留意事項

- ・セミナー開催にあたっては、観光業界のニーズ把握に努め、県内観光業の魅力向上、スキルアップに繋がる内容、講師選定をすること。
- ・セミナー開催地については地域バランスを考慮のうえ、選定すること。

② 大学生をはじめとした求職者が県内観光業を「知る」機会となるイベント等の実施

○イベント内容

- ・観光事業者との交流会や職場体験等を実施することで、観光業への就職意欲の向上に繋がる内容とすること

○留意事項

- ・イベント実施にあたっては、県内観光事業者および県内大学等との連携を図ること。
- ・観光事業者との交流により、参加者が観光業を「知る機会」となる内容にすること。
- ・集合型のイベント開催に留まらず、職場体験等により、参加者の県内観光業への就職意欲の向上に繋がる内容とすること。

(3) その他

- ・上記の他、委託料の範囲内で実施可能な独自の企画があれば提案すること。
- ・事業実施にあたっては、広報（チラシ・バナー作成、SNS発信等）、集客、申込管理、事後アンケート等を行うこと。
- ・事業趣旨を理解したうえで、適正かつ確実な業務遂行体制を構築し、円滑に本業務を完了させること。

5. 企画提案書の作成

企画提案書の提出にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・地域バランスを考慮した提案とすること。
- ・県内の観光産業への就職促進や将来を担う人材確保・育成に繋がる提案をすること。

6. 県との調整

- (1) 受託者は、受託後、具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。
- (3) 受託者は、適宜進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。
- (4) 本業務に関する調査（就職状況調査等）等を実施することがある。県から調査を求められた場合には、対応すること。

7. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

8. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解無く公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

9. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、SNS 及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

10. 納品

制作物がある場合は、県及び県が指定する場所へ納品すること。納期は、県と協議のうえ決定すること。

11. その他

- (1) 本仕様書は、プロポーザル方式による事業者選定にあたり島根県が要求する契約内容についての水準を仕様化したものであり、実際の契約にあたっての仕様書は、選定された候補者と調整のうえ決定するため、必ずしもこの仕様書のとおりではない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。